

半導体製造関連設備のパフォーマンス維持のためのマッチングシステム運営要領

本要領は、半導体製造関連設備のパフォーマンス維持のためのマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という。）の運営にあたり、必要な事項を定めるものとする。

1. マッチングシステムの目的

マッチングシステムは、半導体製造関連設備の部品調達や修理・メンテナンスを希望する企業とそれに対応し得る企業の効率的なマッチングを図ることにより、半導体製造関連設備のパフォーマンス維持やサプライチェーンの強靱化に資することを目的とする。

2. 入会対象となる企業等の要件

マッチングシステムの入会対象となる企業等は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等とする。

- (1)官公庁等ではないこと。
- (2)本社の所在地が日本国内にある法人等であること。
- (3)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4)マッチングシステムに登録した製造設備の修理等の情報は、マッチングシステムに入会した企業等（以下「入会企業等」という。）以外には非開示事項とするため、入会登録申請を行う際に、マッチングシステムから提供された「製造設備の修理等の情報」について、いかなる第三者にも一切開示または漏洩しないことに同意すること。

3. マッチングシステムに登録する半導体製造関連設備の修理等の要件

入会企業等が登録する半導体製造関連設備の修理等（以下「製造設備の修理等」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1)入会企業等に開示可能な内容であること。

4. 入会企業等としての登録

(1)登録手続

マッチングシステムに製造設備の修理の依頼及び提案等の情報を登録する者は、あらかじめ、入会企業等としての登録（以下「入会登録」という。）を受けなければならない。

ア 入会登録の申請

入会登録を受けようとする者は、入会登録申請をマッチングシステムの運用を行う事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。その

際に、製造設備の修理等を依頼する企業等（以下「依頼企業等」という。）または、修理等を提案する企業等（以下「提案企業等」という。）としての登録を受けるか選択する。

2. に定める要件を満たすことを証する書類の提出を事務局から求められた場合には、これを提出しなければならない。

イ 登録

事務局は、アの申請をした者が2. に定める要件を満たすと認めるときは、入会登録を行うものとする。

(2)登録者の遵守事項

登録者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

ア マッチングシステムの運用に関する報告及び調査について、事務局から求められた場合には、原則としてこれに応じること。

イ 効果的なマッチングシステムの運用のため、事務局が開催する説明会や意見交換会へ積極的に参加すること。

ウ 事務局から、マッチングシステムに登録した製造設備の修理等について問い合わせがあった場合には、原則としてこれに応じること。

エ 「1. マッチングシステムの目的」に沿わない行為を行った場合、事務局からの是正指導に従うこと。

(3)登録の取消し

事務局は、入会企業等が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該入会企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

ア (1) アの申請書に虚偽があった場合

イ 2. に掲げる要件を満たさなくなった場合

ウ 重大な法令違反行為を行った場合

(4)登録の変更

入会企業等は、登録内容（法人等の名称、法人等の代表者、本社、支社若しくは事業所の所在地、連絡先等）に変更が生じたときは、入会登録変更内容を事務局へ連絡しなければならない。

(5)登録の抹消

入会企業等は、入会登録の抹消を希望するときは、入会登録抹消したい旨を事前に事務局へ連絡しなければならない。この場合において、事務局は、連絡を受理したときは、その登録を抹消するものとする。

5. 製造設備の修理等の情報登録

(1) 依頼企業等は、製造設備の修理等の情報をマッチングシステムに登録しようとするときは、設備登録様式を事務局に提出しなければならない。ただし、社内で既存の様式がある場合にはこの限りではない。

(2) 事務局は、(1)の提出を受けたときは、その内容を確認するものとする。この場合において、その内容に不備がないと認めるときは、製造設備の修理等の情報（以下「登録情報」という。）に対して管理番号を付与し、登録情報を入会企業等に通知するものとする。

(3) 登録情報の取消し

事務局は、登録情報が、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、製造設備の修理等を登録した入会企業等に何ら事前に通知及び催告をすることなく、その登録を取り消すことができる。

ア (1)の申請書に虚偽の記載があった場合

イ 重大な法令違反行為を行った場合

(4) 登録情報の変更

依頼企業は、登録情報に変更が生じたときは、変更内容を事務局へ連絡しなければならない。

(5) 登録情報の抹消

依頼企業等は、その登録の抹消を希望するときは、その旨を事務局へ連絡しなければならない。この場合において、事務局は、連絡を受理したときは、その登録を抹消するものとする。

6. マッチングシステムへの製造設備の修理等の情報登録後の手続き

(1) 提案企業等は、事務局から通知のあった製造設備の修理等の情報を確認し、修理等を希望する場合には、製造設備の修理等に関する提案書（以下「提案書」という。）を事務局に提出する。

(2) 事務局は、(1)の提出を受けたときは、その内容を確認するものとする。この場合において、その内容に不備がないと認めるときは、管理番号を付与し、当該提案書を依頼企業に回付するものとする。

(3) (2)以降は、事務局を介さず、両者間にて直接やり取りを進めるものとする。

(4) 依頼企業は、商談成立・不成立の状況を速やかに事務局に報告すること。

(5) 依頼企業は、部品調達や修理・メンテナンスの終了後、速やかに完了報告書を事務局へ提出すること。

(6) 取引成立案件の公開

事務局は、取引成立案件の概要と提案企業の事業者名を、依頼企業の事業者名は伏せた状態で、WEB上に掲載し、入会企業等が閲覧できるように公開する。

7. 免責事項

事務局は、入会企業等間による商談、交渉、取引又は契約について当事者となるものではなく、一切責任を負わない。また、マッチングシステムをきっかけとする入会企業等と第三者との間に生じた紛争について、事務局は一切責任を負わず、当該紛争については訴訟内外を問わず当事者間で解決するものとする。更に、マッチングシステムを変更、停止又は廃止したことにより、入会企業等に不利益又は損害が発生したとしても、一切責任を負わない。

8. 運営要領の変更

事務局は、この要領を随時変更・改定できるものとする。変更・改定する場合には、変更後の内容及びその効力の発生時期について事前に入会企業等に通知するものとする。

9. 補則

この要領に定めのあるもののほか、マッチングシステムの運営に関し必要な事項は、別に定める。